

— 令和7年度（公財）いしかわ県民文化振興基金 —
石川県文化財保存修復促進事業
助 成 概 要（追加募集）

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、文化財の適正な保存管理・活用及び文化財保存修復技術の向上を目的として、石川県文化財保存修復工房を利用した文化財の修復事業への助成を行います。

1. 助成対象となる文化財

- | | | |
|--|---|-------------------------|
| ◆石川県内に所在する国指定重要文化財・重要有形民俗文化財 | } | ※令和6年能登半島地震の被災有無に関わらず助成 |
| ◆石川県指定有形文化財・有形民俗文化財 | | |
| ◆石川県内市町指定有形文化財・有形民俗文化財 | | |
| ◆石川県内に所在する国登録有形文化財・有形民俗文化財及び未指定文化財（一定の歴史的価値が認められたものに限ります。） | } | ※令和6年能登半島地震で被災したものに限る |

2. 申請者の資格

対象文化財の所有者（事情により管理者による申請を認めることがあります。）
※地方公共団体は除きます。

3. 助成対象となる事業

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に実施される修復事業で、次の（１）（２）の要件を両方満たすものを対象とします。

（１）①国・県・市町指定文化財の修復に対して、国、石川県、市町からの助成が予定されていること

- ・国指定文化財の場合
→国、石川県、市町からそれぞれ助成が予定
- ・県指定文化財の場合
→石川県、市町からそれぞれ助成が予定
- ・市町指定文化財の場合
→市町から助成が予定

②国登録文化財・未指定文化財の修復に対して、令和6年能登半島地震復興基金からの助成が予定されていること

（２）石川県文化財保存修復工房を利用した修復事業であること

石川県文化財保存修復工房内において実施する文化財修復事業が対象です。

（「絵画」「古文書」「歴史資料」「書跡」「典籍」「漆工芸品」「建造物」の一部（ふすま等）など）

[留意点]

- ・ 令和6年能登半島地震復興基金から助成を受ける事業も対象となります。（併用可）
- ・ 下記に記載のある事業以外から助成を受ける事業は、対象外となります。
（国・県・市町からの補助金等、令和6年能登半島地震復興基金、いしかわ県民文化振興基金）

4. 助成金の額

- ◆助成率 : 修復に要する経費のうち所有者負担分の 2分の1以内の額(千円未満切り捨て)
- ◆上限額 : 100万円
- ◆助成対象事業費 : 石川県文化財保存修復工房を利用した修復に係る事業費
※算出方法についてご不明点があれば、ご相談ください。

5. 申請方法

(1) 申請期間

令和7年1月14日(火)～2月28日(金)

追加募集を行っています。予算が無くなり次第終了します。

(2) 提出書類

①助成申請書

様式は下記ホームページからダウンロードできます。

<http://www.ishikawabunka.jp/support/information.php>

②添付書類

- ・ 修理設計書、見積書
- ・ 修復を行おうとする文化財の現状等を示す資料（写真要添付）
- ・ （※未指定文化財の修復に係る助成を希望する場合のみ）文化財的価値が確認できる書類

(3) 提出方法

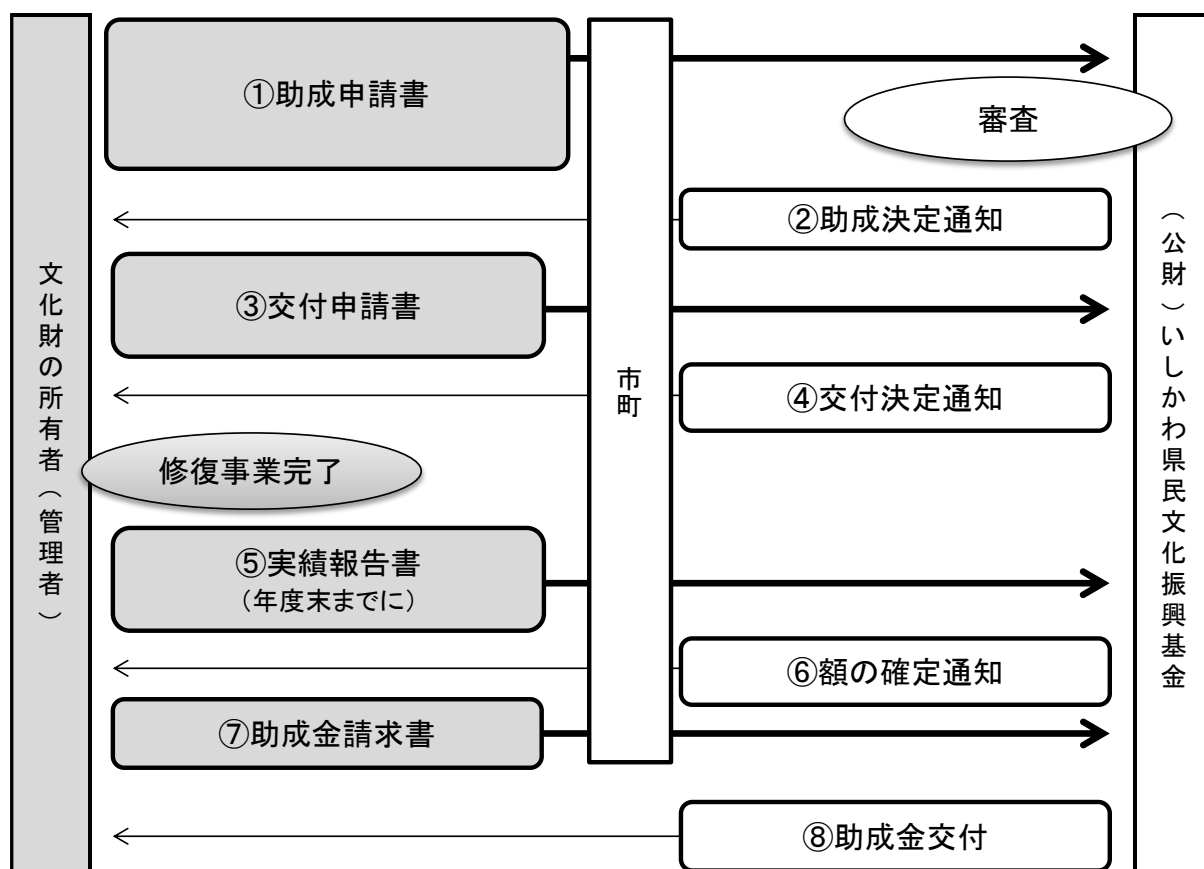
文化財の所在する市町の文化財担当課に提出

《市町担当課一覧》

市 町	担 当 課	住 所	電 話 番 号
金沢市	文化スポーツ局 文化財保護課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2469
七尾市	教育委員会 スポーツ・文化課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8437
小松市	国際文化交流部 文化振興課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8130
輪島市	教育委員会 文化課	〒928-0001 輪島市河井町20部1番地1	0768-22-7666

珠洲市	芸術文化創造室	〒927-1204 珠洲市蛸島町 1-2-563	0768-82-6200
加賀市	教育委員会 文化課	〒922-0811 加賀市大聖寺南町二 11-5	0761-72-7888
羽咋市	教育委員会 文化財課	〒925-0027 羽咋市鶴多町鶴多田 38 番地 1	0767-22-5998
かほく市	教育委員会 スポーツ文化課	〒929-1195 かほく市宇野気二 81 番地	076-283-7135
白山市	観光文化スポーツ部 文化課	〒924-8688 白山市倉光 2 丁目 1 番地	076-274-9573
能美市	教育委員会 ふるさと文化財課	〒923-1121 能美市寺井町を 1-1	0761-58-5250
野々市市	教育部 生涯学習課	〒921-8510 野々市市三納 1 丁目 1 番地	076-227-6122
川北町	教育委員会 社会教育課	〒923-1295 川北町字壺ツ屋 174 番地	076-277-1151
津幡町	教育委員会 生涯教育課	〒929-0342 津幡町北中条 3 丁目 1 番地	076-288-2125
内灘町	教育委員会 文化スポーツ課	〒920-0292 内灘町字大学 1 丁目 2 番地 1	076-286-6716
志賀町	教育委員会 生涯学習課	〒925-0198 志賀町末吉千古 1 番地 1	0767-32-9350
宝達志水町	教育委員会 生涯学習課（文化財係）	〒929-1343 宝達志水町小川ハ 249 番地 1	0767-28-5180
中能登町	教育委員会 生涯学習課	〒929-1721 中能登町一青こ部 19 番地 1	0767-74-2735
穴水町	教育委員会事務局	〒927-8601 穴水町字川島ラの 174 番地	0768-52-3720
能登町	教育委員会事務局	〒927-0492 能登町字宇出津ト字 50 番地 1	0768-62-8537

6. 申請手続きの流れ



7. 審査方法

- ・応募のあった書類をもとに、事務局において書類審査を行います。
- ・審査結果は、市町の文化財担当課を通じて通知します。

※予算の範囲内で助成事業を決定するため、助成決定額は申請額を下回ることがあります。

8. 留意事項

- ・修復後に石川県の文化施設等で開催する展覧会への出品依頼を行うことがあります。可能な範囲でご協力をお願いします。
- ・必要に応じて、申請書の内容等について聞き取りを行わせていただく場合があります。
- ・提出した書類は、写しをとり保管してください。
- ・交付決定後に事業内容に大幅な変更がある場合や、事業を中止する場合は、速やかに「変更承認申請書」または「中止承認申請書」を提出してください。
- ・変更申請の内容により、助成金額が変更になる場合があります。